

NEWS RELEASE

平成30年5月16日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

一般社団法人民事信託士協会との民事信託における業務提携について

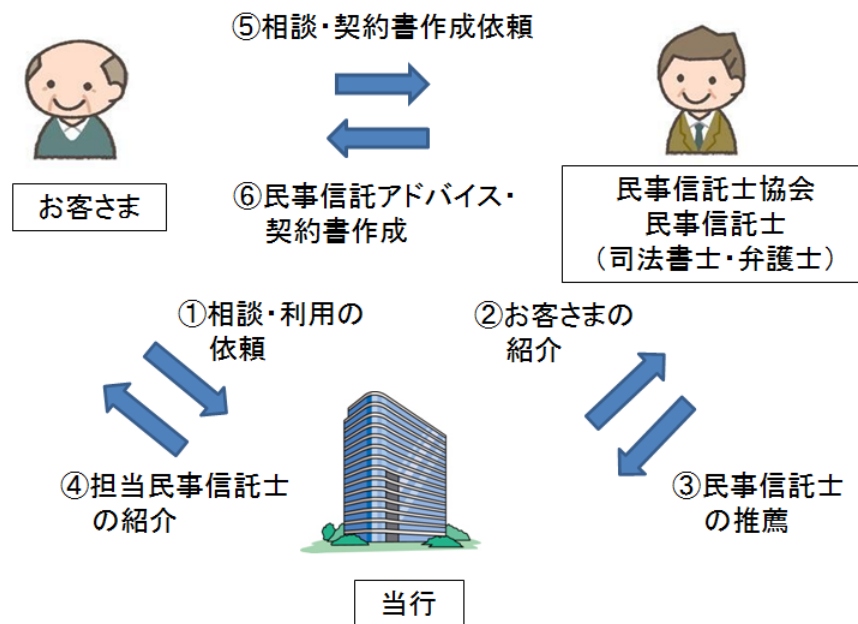
株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）は、お客さまの財産管理や資産承継に対するお悩みにお応えするため、金融機関で初めて一般社団法人民事信託士協会（会長 大貫 正男）と業務提携しましたのでお知らせいたします。

本提携により、財産管理や資産承継に活用されている「民事信託」に関するご相談・ご利用を希望するお客さまを、同協会に取次ぎ、同協会が推薦する民事信託士※をお客さまにご紹介することが可能となります。

当行はこれからもお客さまの幅広いニーズにお応えするとともに、更なるサービスの向上に努めて参ります。

※民事信託士：一般社団法人民事信託士協会に所属する司法書士・弁護士

1. 業務提携の概要



- (1) 民事信託を活用した財産管理や資産承継を検討されているお客さまについて、当行が同協会への取次の依頼を受付します。
- (2) 当行は、同協会にお客さまを紹介し、同協会は所属する民事信託士の中から担当する民事信託士を推薦します。
- (3) 当行は、推薦された民事信託士をお客さまに紹介します。
- (4) 担当する民事信託士は、お客さまに民事信託の制度等について案内し、お客さまの判断により、民事信託契約書の作成等の依頼を担当民事信託士に行います。

NEWS RELEASE

※本件、取次ぎに関しては無料ですが、取次後の民事信託士へのご相談や民事信託契約書作成等に伴う相談費用等は、お客さまと民事信託士との間で個別のご相談となります。

2. 一般社団法人 民事信託士協会の概要

団体名	一般社団法人 民事信託士協会
会長	大貫正男
住所	東京都中央区日本橋二丁目16番13号ランディック日本橋ビル3階
業務内容	民事信託士の資格付与検定を運営し、その資格を管理する
民事信託士数	113名（平成30年5月1日現在）

3. 業務提携日

平成30年5月16日（水）

【ご参考】「民事信託」について

民事信託は、預貯金や不動産など財産を保有している方が、財産の管理・処分を信頼できる家族などに託し、その財産から生じた利益を指定した方に帰属させる仕組みです。民事信託の利用により、ご自身が健康なうちから、家族等の信頼できる方に財産管理を任せることが可能になります。

以上